

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- ・ 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集、若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

- ・ 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ、または代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
- ・ 外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- ・ 外貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
- ・ 国内で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される外貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座、または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金、または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金、または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に應じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2014 年 11 月

発行登録追補目論見書



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP パリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016 年 12 月 19 日満期
ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016 年 12 月 19 日満期 ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）の元本および利息は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定されるリアル／円為替参照レートによってリアル額を換算したものとなりますので、日本円とブラジル・リアルの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、平成 26 年 11 月 17 日付で、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024 年 12 月 24 日満期 ブラジルリアル連動パワー・クーポン社債（1 年固定型）」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成および交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 26-外 13-40

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 11 月 25 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社
代表取締役CEO
(CEO and Representative Director of
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)
フィリップ・アヴリル
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 7,000,000 ブラジル・レアル（邦貨換算額 324,730,000 円）
（ただし、邦貨換算額は、1 ブラジル・レアル＝46.39 円（2014 年 11 月 20 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 26 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 26 年 3 月 22 日
有効期限	平成 28 年 3 月 21 日
発行登録番号	26-外 13
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 13-1	平成 26 年 3 月 27 日	320,740,000 円		該当事項なし
26-外 13-2	平成 26 年 4 月 4 日	289,500,000 円		該当事項なし
26-外 13-3	平成 26 年 4 月 4 日	201,526,000 円		該当事項なし
26-外 13-4	平成 26 年 4 月 8 日	1,850,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-5	平成 26 年 4 月 8 日	320,740,000 円		該当事項なし
26-外 13-6	平成 26 年 4 月 11 日	580,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-7	平成 26 年 4 月 15 日	1,900,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-8	平成 26 年 4 月 17 日	326,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-9	平成 26 年 5 月 9 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-10	平成 26 年 5 月 9 日	401,037,500 円		該当事項なし
26-外 13-11	平成 26 年 5 月 9 日	386,410,000 円		該当事項なし
26-外 13-12	平成 26 年 5 月 9 日	572,418,000 円		該当事項なし
26-外 13-13	平成 26 年 5 月 12 日	2,450,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-14	平成 26 年 5 月 20 日	405,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-15	平成 26 年 5 月 23 日	3,239,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-16	平成 26 年 8 月 8 日	308,826,000 円		該当事項なし
26-外 13-17	平成 26 年 8 月 12 日	406,350,000 円		該当事項なし
26-外 13-18	平成 26 年 8 月 15 日	890,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-19	平成 26 年 8 月 15 日	1,400,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-20	平成 26 年 8 月 15 日	430,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-21	平成 26 年 8 月 20 日	1,150,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-22	平成 26 年 9 月 5 日	17,348,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-23	平成 26 年 9 月 5 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-24	平成 26 年 9 月 5 日	543,180,000 円		該当事項なし
26-外 13-25	平成 26 年 9 月 5 日	375,499,500 円		該当事項なし
26-外 13-26	平成 26 年 9 月 8 日	5,506,305,000 円		該当事項なし
26-外 13-27	平成 26 年 9 月 8 日	2,930,310,000 円		該当事項なし
26-外 13-28	平成 26 年 9 月 12 日	600,000,000 円		該当事項なし
26-外 13-29	平成 26 年 9 月 19 日	680,672,882 円		該当事項なし
26-外 13-30	平成 26 年 10 月 1 日	150,000,000 円		該当事項なし

26-外 13-31	平成 26 年 10 月 3 日	230,418,000 円	該当事項なし	
26-外 13-32	平成 26 年 10 月 3 日	456,571,000 円	該当事項なし	
26-外 13-33	平成 26 年 11 月 7 日	536,920,000 円	該当事項なし	
26-外 13-34	平成 26 年 11 月 7 日	7,600,000 ブラジル・レアル (346,484,000 円) (注 1)	該当事項なし	
26-外 13-35	平成 26 年 11 月 14 日	6,161,000,000 円	該当事項なし	
26-外 13-36	平成 26 年 11 月 14 日	9,073,000,000 円	該当事項なし	
26-外 13-37	平成 26 年 11 月 14 日	3,729,000,000 円	該当事項なし	
26-外 13-38	平成 26 年 11 月 14 日	4,500,000 ブラジル・レアル (202,950,000 円) (注 2)	該当事項なし	
26-外 13-39	平成 26 年 11 月 25 日	200,000,000 円	該当事項なし	
実績合計額		68,897,857,882 円	減額総額	0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 11 月 27 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2014 年 11 月 5 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝45.59 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 12 月 19 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2014 年 11 月 12 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル／円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル＝45.10 円の換算レートで換算されている。

【残額】 431,102,142,118 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	2
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	19
第3【第三者割当の場合の特記事項】	21
第二部【公開買付けに関する情報】	21
第三部【参照情報】	22
第1【参照書類】	22
第2【参照書類の補完情報】	22
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	23
第四部【保証会社等の情報】	24
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	25
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	26
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	53

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016 年 12 月 19 日満期 ブラジル・レアル建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注 1）		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	7,000,000 ブラジル・レアル （注 2）	売出価額の総額	7,000,000 ブラジル・レアル （注 2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	5,000 ブラジル・レアル
償還期限	2016 年 12 月 19 日（ロンドン時間）（注 3）		
利 率	額面金額に対して 年 8.30%（注 4）		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

（注 1）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 5 に記載の代理人契約に基づき、2014 年 12 月 29 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注 2）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、7,000,000 ブラジル・レアルである。本社債の満期償還は、額面金額である 5,000 ブラジル・レアルをレアル／円為替参照レート（下記「3 売出社債に関するその他の条件等」に定義される。）で換算した円貨額によりなされる。本書において、「ブラジル・レアル」および「レアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・レアルをいう。

（注 3）期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

（注 4）本社債の利息の支払は、該当するレアル額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額によりなされる。本社債の利息は、2014 年 12 月 30 日（同日を含む。）から発生する。

（注 5）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で 2014 年 6 月 5 日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および (iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの 1 つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2014年6月5日頃に発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌビイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

（注6）本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A1」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面 5,000 ブラジル・レアル につき 5,000 ブラジル・レアル	申込期間	2014年11月26日から 2014年12月24日まで
申込単位	5,000 ブラジル・レアル以上 5,000 ブラジル・レアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2014年12月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

（注）本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／ブラジル・レアル間の為替レートの動向等により影響を受ける。

かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適してい

る。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の利息の支払は、ブラジル・レアルによる固定利息の利息額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされ、また本社債の元本の支払は、レアル額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、ブラジル・レアルの金利や日本円／ブラジル・レアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2014年12月30日（同日を含む。）から2016年12月19日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年8.30パーセントの利率による利息が発生し、額面金額5,000ブラジル・レアルの各本社債につき、毎年6月19日および12月19日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）が支払われる。

$$207.50 \times \text{レアル} / \text{円為替参照レート}$$

ただし、2015年6月19日の利払期日においては、2014年12月30日（同日を含む。）から2015年6月19日（同日を含まない。）までの期間に関する利息として、額面金額5,000ブラジル・レアルの各本社債につき、以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）が支払われる。

$$194.82 \times \text{レアル} / \text{円為替参照レート}$$

「レアル／円為替参照レート」とは、為替参照レート決定日において1ブラジル・レアルあたりの円貨額として表示されるPTAXレート（以下に定義される。）のアスクサイドの逆数（ただし、小数点第3位を四捨五入する。）をいう。ただし、理由の如何を問わず、PTAXレートが為替参照レート決定日に掲載されない場合または価格重要性事由が発生した場合には、米ドル／円為替参照レート（以下に定義される。）をBRL12（以下に定義される。）で除することにより計算される為替レート（ただし、小数点第3位を四捨五入する。）をレアル／円為替参照レートとする。

「PTAXレート」とは、各為替参照レート決定日の午後1時15分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行により発表され、ブラジル中央銀行のウェブサイト（www.bcb.gov.br）の「Cotações e boletins」を参照のこと。）およびブルームバーグのページ<BZFXJPY><INDEX>（またはその承継ページ）に掲載される1円あたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／円為替レートをいう。

「為替参照レート決定日」とは、利払期日または満期償還日の5営業日前の日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ UK リミテッドをいう。本社債に関するすべての決定は、計算代理人が、その単独かつ絶対的な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により行うものとし、明白な誤謬がない限り、本社債権者を拘束するものとする。

「米ドル／円為替参照レート」とは、各為替参照レート決定日の午後 4 時（ニューヨーク時間）現在のロイタースクリーン「JPNW」（または同レート表示に関するその承継ページ）に掲載される 1 米ドルあたりの円貨額として表示される米ドル／円為替レートのビッドサイドの数値をいう。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「価格重要性事由」とは、為替参照レート決定日において (i) BRL09 と BRL12 の差が 3 パーセントを超える場合または (ii) BRL12 が掲載されない場合をいう。

「BRL09」とは、為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日の午後 1 時 15 分（サンパウロ時間）頃までにブラジル中央銀行（www.bcb.gov.brの「Cotações e boletins」を参照のこと。）により発表される 1 米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドルのオファード・レートをいう。

「BRL12」とは、各為替参照レート決定日の午後 3 時 45 分（サンパウロ時間）頃またはその直後に EMTA のウェブサイト（www.emta.org）に掲載される米ドル取引に関する EMTA ブラジル・レアル産業調査レートをいい、1 米ドルあたりのブラジル・レアル額として表示されるレアル／米ドル為替レートをいう。

「BRL12」は、EMTA ブラジル・レアル産業調査理論（EMTA ブラジル・レアル産業調査レートを決定するための、レアル／米ドルのスポット市場に活発に参加しているブラジルの金融機関に関する集中的かつ産業全体にわたる調査に係る 2004 年 3 月 1 日付の適宜改定された理論をいう。）に従って EMTA により計算される。かかるレートが掲載されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、これを決定するものとする。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションをいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

- (b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 センター未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の算式に従って計算代理人により決定された円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）で満期償還日に償還される。

$$5,000 \times \text{満期償還レアル／円為替参照レート}$$

「満期償還レアル／円為替参照レート」とは、満期償還日の直前の為替参照レート決定日に決定されるレアル／円為替参照レートをいう。

「満期償還日」とは、2016 年 12 月 19 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

(b) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(c) 期限前償還

上記(b)項および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）で償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に

応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならない、かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額（一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額）が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日（本要項第 5 項に定義される。）から 10 年間は本要項第 7 項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または（それより遅い場合は）当該利札の支払期日から 5 年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、（本要項第 7 項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに (iii) 内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利払は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利払に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公

租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社とその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞 (フィナンシャル・タイムズであることが予定されている。) において、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時まで、本シリーズのすべての包括社債券 (上場の有無を問わない。) の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の

変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

（a）本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

（b）形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利

益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと の通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われる

ものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 5,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、(i) 日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ii) 租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。) の導入後、社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パー

セントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 75 パーセントの源泉徴収税の規定および控除除外のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*)（BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70、BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20140211 no. 10 および BOI-ANX-000364-20120912 no. 20）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社がかかる社債の発行の目的および効果を証明しなくとも、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済ならびに受渡しおよび支払のためのシステムの決済運用機関または類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2014 年 1 月 1 日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2014 年 1 月 17

日付の省令（*arrêté*）によれば、フランス一般租税法第 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、2014 年 1 月 1 日現在、以下の国々から構成されている。

ボツワナ共和国、イギリス領ヴァージン諸島、ブルネイ、グアテマラ共和国、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国およびニウエ島

（２）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措置法第 3 条の 3、平成 25 年法律第 5 号附則第 20 条、地方税法第 71 条の 5 および 6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6）。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号、第 3 項）。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第37条の11第1項、第2項第14号）。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

BRRD（以下に定義する。）の施行を前提として制定された銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付フランス法（*loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（以下「SRAB法」という。）は、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（ACPR）に名称変更されたフランスの金融健全性規制監督機構の新たな破綻処理委員会に破綻処理の権限を付与することを内容とするフランスの信用機関および投資会社に適用される破綻処理制度に関する枠組を設定した。SRAB法は、フランスの信用機関または投資会社が健全でない状態に至った場合には、フランスの破綻処理委員会が、その裁量により、取得者または承継銀行にその株式または資産を譲渡する等の方法による破綻処理を行うことができる旨を定めている。同委員会はさらに、株式資本を消却または減額し、続いて必要であれば、超劣後債、持分証券（*titres participatifs*）および継続企業ベースで生じる損失を吸収することを条件とするその他の優先順位の低い劣後債を減額もしくは消却し、またはこれらを株式に転換し、その後、その他の劣後性金融商品についても同様の処理を行うことができる。

2014年5月15日に、欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理制度に関する枠組を設定する欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）を採択した。BRRDは、欧州連合の2014年6月12日付官報において公表され、フランス国内において施行されることとなった。これは、経営状態の悪化した金融機関の重要な金融機能および経済機能の継続を確保するために十分に早期

かつ迅速な介入を行うための確かな手法を当局に提供する一方で、経済および金融システムにおけるこれらの金融機関の破綻の影響の最小化を図ることを企図している。

BRRD には、以下に記載する 4 つの破綻処理手法および権限が含まれており、関連ある破綻処理当局が、(a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高く、(b) 民間による代替手段または管理手続によって金融機関の破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ(c) 破綻処理措置が公の利益になるとみなした場合、当該破綻処理当局はこれらの手法を単独でまたは組み合わせて採用することができる。

(i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。

(ii) 承継金融機関の設置および利用 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継金融機関」（かかる目的のために設立された全部または一部が公の支配下にある企業）に譲渡することができる。

(iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を、最終的に売却または計画的に縮小することを通じてその価値を最大化させることを目的として管理するために、1 つまたは複数の公の資産運用会社に譲渡することができる（この手法は、別の手法と組み合わせてのみ採用することができる。）。

(iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の請求権を減額し、本社債を含む一部の無担保債の請求権を株式へ転換する権限を付与する。かかる株式は、さらに将来採用されるベイルイン・ツールの対象となり得る。

BRRD は、また、加盟国に対し、財政的安定を確保した上で上記の破綻処理手法を可能な範囲で最大限に評価し活用した後の最後の手段として、追加的財政安定手法を通じた特別の公的な財政支援を行う権利を付与しており、これには公的な資本支援および一時的な国有化の手法が含まれる。かかる特別の財政支援は、欧州連合の加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

金融機関は、継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または臨時の公的な財政支援を必要としている場合において（一定の限られた状況を除く。）、破綻に陥っているかまたは陥る可能性が高いとみなされる。

破綻処理当局は、ベイルインを適用する場合、まず最初にエクイティ・ティア 1 金融商品を減額または消却しなくてはならず、その後、ティア 1 金融商品を追加で減額、消却または転換し、さらに、ティア 2 金融商品およびその他の劣後債を、必要な範囲において、かつ、可能な限度において減額、消却または転換しなくてはならない。破綻処理当局は、優先債のベイルインが有効となり、これによる減少額の総額が必要額を下回っている場合に限り、通常の破綻手続における請求権の優先順位に従い、無担保債権者に対して支払うべき元本金額または未払金額を必要な範囲において減額または転換する。

BRRD は、遅くとも 2016 年 1 月 1 日から適用される優先債ベイルイン・ツールを除き、2015 年 1 月 1 日から加盟国により適用される旨を規定している。BRRD に含まれる規定の多くは、SRAB 法に既に含まれている規定と同様の効果を有する。

SRAB 法はフランス国内において既に有効となっているが、SRAB 法の規定は、将来 BRRD の最終版を反映させるために改定される必要がある。BRRD を反映させるために今後行われる改定については、現時点では明らかになっていない。

BRRD に規定された権限および SRAB 法で既に一定の範囲で規定された権限は、信用機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。

BRRD が、フランス法に基づき、現在有効である SRAB 法に代えてまたは SRAB 法に加えて施行された場合、本社債は、ベイルイン・ツールの適用を受けて減額または株式転換されることがあり、本社債権者はその投資の全額または一部を失う結果となることがある。BRRD および SRAB 法に基づく権限の行使またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

平成26年6月2日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2014年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

平成26年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年11月25日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年7月11日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年9月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年11月25日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成26年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署 名

柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成26年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成25年9月6日の募集）
券面総額または振替社債の総額：756億円

2014 年度第 3 四半期決算報告書

プレスリリース
2014 年 10 月 31 日、パリ発

当四半期に **2 件**のボルトオン買収を実行*

- ポーランドの **BGZ** を買収
- **LASER** を完全子会社化

全ての事業部門で営業収益が拡大

とりわけ専門的金融部門、海外リテールバンキング、フィクスト・インカムが増収を後押し

コーポレート・センターを除く事業部門のみの営業収益：前年同期比 **+2.6%****

営業総利益も増加

前年同期比 **+4.2%**

リスク費用は当四半期に減少

前年同期比 **-9.2%**

株主帰属純利益

15 億ユーロ（前年同期比 **+10.6%**）

盤石なバランスシート：資産査定（**AQR**）の結果、資産の健全性を確認

バーゼル 3 基準エクイティ **Tier 1** 比率：**10.1%*****
(AQR の結果を反映後)

* DAB バンク買収の実施は、2014 年第 4 四半期中を予定（規制当局による承認を必要とする）；

** 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く； *** 2014 年 9 月末現在、資本要求指令 4（CRD4）全面適用

業容の多様化および地域分散化が寄与し業績は全般的に極めて好調	2
リテールバンキング事業	4
インベストメント・ソリューションズ事業	10
コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業	11
コーポレート・センター	12
財務構造	13
連結損益計算書	15
TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 3 四半期および 2013 年 1-9 月期業績への影響	15
2014 年度第 3 四半期 - コア事業部門別業績	16
2014 年 1-9 月期 - コア事業部門別業績	17
連結四半期業績の推移	18
連結貸借対照表 - 2014 年 9 月 30 日現在	26

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2014 年 3 月 14 日に、BNP パリバは、2013 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 4 点が特に反映されています。(i) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、および IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、ならびに改訂 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」を適用しました。なお、IFRS 第 11 号の適用により、グループの 2013 年度株主帰属純利益に対して、1400 万ユーロの押し下げ効果が生じています。(ii) 中期事業計画を念頭に置き、2014 年 1 月 1 日をもって、特定の業務および業績が、グループ内部で移管あるいは振替えられました。(iii) バーゼル 3 基準の適用により、部門別および業務ライン別の配賦資本の修正がなされました。(iv) 流動性に関わるコストを事業部門へ賦課する慣行を、流動性カバレッジ比率 (LCR) のアプローチに沿うように調整しました。さらに、今後の 2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB (トルコ・エコノミ・バンク) グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。これら修正後の決算報告において、2013 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2013 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2013 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有风险、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2014 年 10 月 30 日に BNP パリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの 2014 年度第 3 四半期の業績が検討されました。

業容の多様化および地域分散化が寄与し業績は全般的に極めて好調

BNP パリバグループは、業容の多様化および地域分散化の恩恵を受けて、当四半期に全体として極めて良好な業績を収めました。販売およびマーケティング活動が好調であり、引続き金融機関、事業法人、および個人顧客層の取引行であることが確認されました。また、当四半期に 2 件のボルトオン買収を実行しました。すなわち、LaSer の未保有株 50%を取得するとともに、ポーランドでは BGZ（食糧経済銀行）を買収しました。

当四半期の営業収益は 95 億 3700 万ユーロに上り、前年同期比 3.9%の増収を果たしました。一時項目は、自己負債の再評価に関わる修正額（OCA: Own Credit Adjustment）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA: Debt Value Adjustment）を反映して、当四半期に-1 億 9700 万ユーロとなりました（前年同期は-1 億 3800 万ユーロ）。これら一時項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を排除すると、当四半期の営業収益は前年同期比 2.8%の増収となりました。

営業収益は全ての事業部門で増加しましたが、とりわけ専門的金融部門、海外リテールバンキング業務およびフィクスト・インカム業務が増収を後押ししました。事業部門合計の営業収益は、当四半期に前年同期比 2.6%¹ 増加しました。これを部門別にみると、リテールバンキング事業²で 2.8%¹ 増加し、インベストメント・ソリューションズ事業で 5.2%¹ 増加し、そしてコーポレートバンキング・投資銀行事業（CIB）では 2.9%¹ の増加となりました。

営業費用は当四半期に 66 億 2300 万ユーロに上り、前年同期比 3.8%増加しました。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる一過性の変革費用 1 億 4800 万ユーロが含まれています（前年同期は 1 億 4500 万ユーロ）。

事業部門合計の営業費用は、前年同期比 2.6%¹ 増加しました。事業開発計画に関わる継続的な投資による費用の増加は、Simple & Efficient の効果により抑制されました。部門別では、営業費用はリテールバンキング事業²で 1.3%¹ 増加し、インベストメント・ソリューションズ事業では 4.3%¹ 増加し、そして CIB では 4.8%¹ 増加しました。

営業総利益は当四半期に前年同期比 4.2%増加し、29 億 1400 万ユーロとなりました。また、事業部門合計では 2.5%¹ の増加でした。

グループのリスク費用は当四半期に 9.2%減少し、7 億 5400 万ユーロとなりました（融資残高の 47bp に相当）。これはグループの確かなリスク管理能力を反映するものです。

これを受けて、当四半期の税引前利益は 23 億 800 万ユーロとなり（前年同期は 21 億 2000 万ユーロ）、前年同期比 8.9%の増加でした。

以上から、当四半期の株主帰属純利益は 15 億 200 万ユーロに上りました（前年同期は 13 億 5800 万ユーロ）。一時項目の影響を除くと、当四半期の株主帰属純利益は 17 億 3000 万ユーロとなり、前年同期比 12.5%の増益となりました。

*
* *

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² 国内市場部門、バンクウェストおよび TEB のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）。

2014 年 10 月 26 日に、欧州中央銀行（ECB）が、ユーロ圏の 130 の主要銀行グループに関わる包括的審査の結果を公表しました。包括的審査には、綿密な検査により行われた銀行の資産査定（AQR: Asset Quality Review）および、欧州銀行監督局（EBA）との堅密な連携により実施されたストレステストが含まれています。

一連の作業は、その範囲や実施に要した期間の観点から、過去に例のない規模のものでした。BNP パリバは 3 億 7000 万に及ぶデータ要素を提供し、また ECB は 1 年近くをかけて、50%以上の信用リスクおよび市場リスクのリスク加重資産を審査しました。

BNP パリバグループのエクイティ Tier 1 比率に対する AQR 関連の修正による影響は、2013 年 12 月末現在で僅少なものでした：修正により同比率が 15bp 低下しましたが、うち 8bp は、2014 年 6 月末に公表されたエクイティ Tier 1 比率に既に反映されています。これは BNP パリバが、欧州屈指の金融機関の一角を成していることを示すものです。資産査定の結果は、バーゼル 3 基準全面適用による 2014 年 9 月末現在のエクイティ Tier 1 比率¹に反映されており、同比率は 10.1%となりました。

ストレステストの結果はまた、マクロ経済および市場環境の変化について極めて厳しい状況を想定しても、グループが深刻なストレスシナリオに耐えうることを示しています。

従って、ECB および EBA が実施した審査結果により、グループの盤石な財務体質、保有資産の健全性、および厳格なリスク管理方針が確認されたとと言えます。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジ比率²は、2014 年 9 月末現在で 3.5%³に達しています。また、グループの即時利用可能な余剰資金は 2680 億ユーロに上っており（2014 年 6 月末現在は 2440 億ユーロ）、これは短期資金調達との関係で 1 年以上の余裕資金があることを意味します。

さらに、グループは引き続きコンプライアンスおよび統制手続きを強化しています：米司法当局との包括的和解の一環として合意された是正計画を実施中であり、また内部統制システムの強化を押し進めています。

*
* *

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、グループの業績には、米司法当局との包括的和解に関わる一時費用として、総額 59 億 5000 万ユーロの影響が含まれています。全ての一時項目の影響を除くと、株主帰属純利益は 52 億 6500 万ユーロに上りました。

当第 3 四半期累計期間の営業収益は 290 億 1800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.3%の増収でした。なお、当第 3 四半期累計期間の営業収益には、-3 億 1300 万ユーロの一時項目が含まれているのに対し、前年同期の一時項目は、+1 億 6100 万ユーロに上りました。一時項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を排除すると、当第 3 四半期累計期間の営業収益は前年同期比 2.7%の増収でした（事業部門合計では+2.1%の増収）。

営業費用は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 2.2%増加し、195 億 2200 万ユーロとなりました。営業費用の増加率は、一時項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を排除すると、+2.3%でした（事業部門合計では+2.7%）。

¹ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）を考慮した比率。

² 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき、経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）を考慮した比率。

³ 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

営業総利益は、当第 3 四半期累計期間に 94 億 9600 万ユーロとなり、前年同期比 3.5%の減少でしたが、一時項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を排除すると、+3.6%でした（事業部門合計では+1.0%）。

リスク費用は、当第 3 四半期累計期間に 26 億 9300 万ユーロとなり、前年同期から 3.3%減少しました。

これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 12 億 5500 万ユーロとなりました（前年同期は 74 億 7800 万ユーロ）。一時項目を除き、また連結範囲変更および為替レート変動による影響を排除すると、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は前年同期比 7.7%増加しました。

以上から、BNP パリバは当第 3 四半期累計期間に、株主帰属純損失-11 億 4700 万ユーロを計上しました（前年同期は 47 億 800 万ユーロの純利益）。なお、一時項目の影響を除くと、当第 3 四半期累計期間の株主帰属純利益は 52 億 6500 万ユーロに上り、前年同期比 12.4%の増益となりました。株主資本利益率¹（ROE）は、米司法当局との包括的和解に関わる費用の最終的な影響を除くと、年率換算で 8.0%となりました。

*
* *

リテールバンキング事業

国内市場部門

国内市場部門の預金残高は、当四半期に前年同期比 2.8%増加しましたが、なかでもフランス、ベルギーおよびドイツのコータル・コンソースが好調な伸びを示しました。融資残高は、借入需要がほぼ横ばいとなったことから、当四半期に-0.2%と若干の減少でした。国内市場部門の販売およびマーケティング活動の成果は、フランス、ベルギーおよびイタリアにおいてキャッシュマネジメント業務で上位を占めたことに現れています（出所：2014 年ユーロマネー）。国内市場部門はまた、全支店網にわたり、違いのあるフォーマットの導入や、支店を訪れた顧客がこれまでにない経験をするような工夫を凝らすことにより、店舗のレイアウトを刷新しました。

当四半期の営業収益²は 39 億 2300 万ユーロに上り、前年同期比 0.9%の増収でした。アルバルおよびリーシング・ソリューションズの高い伸びを、長引く低金利環境の影響が一部打ち消す格好となりました。営業費用²は、コスト抑制努力が奏功し 25 億 800 万ユーロとなり、前年同期からほぼ横ばいでした（前年同期比 +0.1%の増加）。これを受けて国内市場部門で 0.8 ポイントの正のジョーズ効果が生み出され、引き続き業務効率が改善しました。

営業総利益²は当四半期に 14 億 1500 万ユーロに上り、前年同期比 2.2%増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益³は8億6200万ユーロとなり、前年同期比4.0%の減益でした。

¹ OCA/DVA による影響は年率換算せず、また、米司法当局との包括的和解に関わる費用の影響を排除するために、純利益を修正して算定。

² フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

³ PEL/CEL の影響を除く。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は 117 億 5900 万ユーロに上り、前年同期比 1.1%の増収となりました。これにはベルギー国内リテールバンキング、アルバル、およびリーシング・ソリューションズの好業績が貢献し、長引く低金利環境の影響を打ち消しました。営業費用¹は当第 3 四半期累計期間に 73 億 7800 万ユーロとなり、前年同期から安定推移したことにより、国内市場部門で生み出された 1.1 ポイントのジョーズ効果に貢献しました。その結果、営業収益対コスト比率¹がフランス、イタリア、およびベルギーで改善し、国内市場部門全体で 62.7%へと低下しました（前年同期から-0.8 ポイントの改善）。営業総利益¹は当第 3 四半期累計期間に 43 億 8100 万ユーロとなり、前年同期比 3.1%増加しました。以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当第 3 四半期累計期間の税引前利益²は 26 億 2400 万ユーロとなり、前年同期比 6.8%の減益となりました。

フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング（FRB）部門は、活気を欠く市場環境にありながらも粘り強さを発揮しました。FRB の積極的な業務活動の成果は預金残高の 3.0%の伸びに現れており、とりわけ当座預金が高い伸びを示しました。一方、融資残高は全体として 0.8%減少しましたが、それでも法人客の運転資金の融資が 4.7%伸びたことにより、法人向け貸付が若干増加しました。FRB による当四半期の販売およびマーケティング努力は、スタートアップ起業家と革新的な企業を結ぶことによって起業を支援するための、Innov&Connect 計画を導入したことに反映されています。広範な拠点網（230 か所のセンター）を伴うユニークな体制のおかげで、プライベート・バンキング部門は好業績を収め、当四半期に運用資産残高が前年同期から 4.7%増加しました。

営業収益³は当四半期に 17 億 700 万ユーロとなり、前年同期比 2.2%の減収でした。純利息収入は、長引く低金利環境の影響で 2.1%減少したことに加え、手数料収入は、2014 年 1 月 1 日以降、フランス銀行法の下、特定の処理に関わる手数料に上限が課されたことが特に影響し、2.4%減少しました。

業務効率改善策が引き続き奏功し、当四半期の営業費用³は前年同期比 1.3%減少しました。

これにより営業総利益³は当四半期に 5 億 6000 万ユーロとなり、前年同期比 4.1%の減少でした。

当四半期のリスク費用³は前年同期比 5.6%減少し、融資残高の 24bp 相当で、依然として低い水準でした。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRB の税引前利益²は当四半期に 4 億 4100 万ユーロとなり、前年同期比 4.1%の減益でした。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益³は前年同期比 0.7%の減収となりました。純利息収入が+0.3%と若干増加した一方で、特定の処理に関わる手数料の低下で手数料収入が全体として 2.2%減少したことが響きました。業務効率の継続的な改善のおかげで、営業費用³が 1.0%減少しました。これを受けて営業総利益³の減少幅が 0.3%に抑えられ、営業費用対コスト比率³は 64.6%へと改善しました。当第 3 四半期累計期間のリスク費用³は、1 件の特定の債権の影響で、前年同期と比べて 3900 万ユーロ増加しましたが、それでも依然として低水準に留まりました。

¹ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² PEL/CEL の影響を除く。

³ PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRBの税引前利益¹は当第3四半期累計期間に14億1200ユーロとなり、前年同期比3.5%の減益でした。

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) は、当四半期も引き続き、ビジネスモデルを経済環境に適応させるための調整を行いました。融資残高は、全体で前年同期比1.8%減少しました。法人客および小規模事業者セグメントで引き続き借入需要が局地的に低迷した一方で、個人向け貸出の伸びがこれを一部補ったかたちです。預金残高は、前年同期比9.3%減少しました。その要因として、特に法人客セグメントの最もコスト高な預金を集中的に減少させたことがあります。生命保険およびミューチュアルファンド部門では高い資金流入を受けて、当四半期末の残高は前年同期比18.2%の増加を果たしました。プライベート・バンキング部門では、活発な販売およびマーケティング活動を通して、運用資産残高が前年同期比5.6%増加しました。

営業収益²は当四半期に若干減少し（前年同期比-0.4%）、7億9000万ユーロとなりました。純利息収入は、預金の構造変化によるプラス効果のおかげで、前年同期比0.9%増加しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品が好調であったものの、融資に関わる手数料の低下で、当四半期は3.1%減少しました。

営業費用²は、業務効率改善策が奏功し、前年同期比0.7%減少し4億3200万ユーロとなりました。

これを受けて営業総利益²は3億5800万ユーロに上り、前年同期からほぼ横ばいでした。

リスク費用²は、イタリアでの厳しい経済環境が影響し、当四半期に融資残高の178bp相当となり、前年同期と比べて6100万ユーロ増加しました。ただし当四半期のリスク費用は、2014年度上半期の水準から安定推移しました。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bcの税引前利益は、当四半期に前年同期比95.5%の減益となりました。

2014年度第3四半期累計期間（1-9月）において、営業収益²は前年同期から安定推移しました。純利息収入は、預金の構造変化によるプラス効果を、融資残高減少によるマイナス要因が一部打ち消したものの、当第3四半期累計期間に1.1%増加しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品の健闘にも関わらず、融資に関わる手数料の低下が響いて2.4%の減少となりました。営業費用²は、コスト削減策が奏功し、前年同期比0.8%減少しました。これを受けて営業費用対コスト比率²は0.5ポイント低下し、53.8%へと改善しました。ただし、リスク費用²が前年同期比22.6%増加したため、税引前利益は、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当第3四半期累計期間に2000万ユーロとなり、前年同期と比べて90.7%の減益でした。

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) の預金残高は、とりわけ当座預金および普通預金の高い伸びが牽引し、当四半期に5.1%増加しました。融資残高は当四半期に1.5%増加しましたが、これには特に個人向け貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことが寄与しました。ファクタリング部門では、活発な業務展開を押し進めた結果、当四半期の残高は前年同期比9.9%増加しました。

¹ PEL/CEL の影響を除く。

² イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

当四半期の営業収益¹は、前年同期比 3.7%増加して 8 億 4700 万ユーロに上りました。純利息収入は、融資残高の増加を受けて増収となり、また、手数料収入は、とりわけ金融商品に関わる手数料の伸びに押されて増加しました。

営業費用¹は、当四半期に前年同期比 1.7%増加しました。Bank for the Future 計画に沿うかたちで業務効率が改善したものの、システミックリスク税の引き上げが深刻な影響を及ぼしました。

当四半期の営業総利益¹は、+9.3%と前年同期から高い伸びを示し、2 億 3500 万ユーロに上りました。

リスク費用¹は、融資残高の 16bp 相当で当四半期も低水準を維持し、前年同期から 600 万ユーロの増加に留まりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は 1 億 8700 万ユーロに上り、前年同期比 7.5%の増益を果たしました。これは BRB の業績が極めて順調であることを反映しています。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は前年同期比 2.9%²の増収となりました。これには、融資残高の増加を受けて純利息収入が 2.8%²増加したことに加え、手数料収入が特に融資に関わる手数料の伸びに押されて 3.4%²増加したことが貢献しています。営業費用¹の増加は 0.8%²に留まり、システミックリスク税の影響が大きかったにも関わらず、コスト抑制努力が奏功していることが証明されました。これを受けて 2.1 ポイント²の正のジョーズ効果が生み出され、営業収益対コスト比率¹は 72.5%へと改善しました。営業総利益¹は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 8.9%²増加しました。リスク費用¹は前年同期と比べて 900 万ユーロ増加しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRB の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 5 億 4400 万ユーロに上り、前年同期比 7.7%の増益を果たしました。

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

国内市場部門の専門的金融業務は、積極的な活動を展開しました。アルバルでは、ファイナンス・フリートが前年同期比 3.7%³増加し、連結ベースのリース資産残高は 5.9%³の伸びを示しました。リーシング・ソリューションズでは、ノンコア資産の継続的な削減にも関わらず、リース残高は当四半期に 1.3%³増加しました。さらに、個人投資家部門では、ドイツでの新規顧客の順調な増加が貢献し、預金残高が+17.6%と高い伸びを示したことに加え、運用パフォーマンス効果および営業活動が奏功し、運用資産残高が当四半期に 10.6%増加しました。

ルクセンブルク国内リテールバンキングでは、住宅ローンの高い伸びに支えられて、融資残高が前年同期比 1.3%増加しました。預金残高は、キャッシュマネジメント業務の開発に伴い法人客セグメントで高い資金流入があったことから、当四半期に 3.1%増加しました。

営業収益⁴は前年同期比 8.6%の増収となり、5 億 7900 万ユーロに上りました。アルバルの営業収益は、事業活動の発展および中古車価格の上昇に支えられて、当四半期に急増しました。リーシング・ソリューションズでは、リース資産の増加に加え、取引の収益性を重視する選択的な方針の結果、当四半期に増収を果たしました。

営業費用⁴は、事業活動の発展に伴い前年同期比 3.6%増加し、3 億 1700 万ユーロとなりましたが、増加幅が抑えられたことから、5.0 ポイントの大幅なジョーズ効果が生み出されました。

¹ ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² 連結範囲変更による影響を除く。

³ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

⁴ ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

当四半期のリスク費用¹は、前年同期と比べて 1100 万ユーロの減少でした。

全体では、これら 4 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、前年同期比+16.7%と急増し、2 億 3100 万ユーロに上りました。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹ は、アルバルおよびリーシング・ソリューションズの高い伸びが牽引し、前年同期比 5.6%の増収により 17 億 500 万ユーロとなりました。営業費用¹ は、事業活動の発展に伴い前年同期比 2.4%増加し、9 億 4400 万ユーロとなった一方、営業収益対コスト比率は、1.7 ポイントの低下により 55.4%へと改善しました。リスク費用¹ は、前年同期比-1.1%と若干の減少でした。全体では、関連会社からの収益の減少も影響し、これら 4 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、6 億 4800 万ユーロに上り、前年同期比 2.7%増加しました。

*
* *

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門は、当四半期にポーランドで BGZ（食糧経済銀行）の買収を実行しました。この取引により、BNP Paribas Bank Polska およびグループの専門的金融業務との連携で、ポーランドにおいてリファレンス・バンクとして 4%を超す市場シェアを獲得することが可能になります。

欧州・地中海沿岸諸国部門は、当四半期に極めて活発な業務活動を展開しました。預金残高は全体で前年同期比 10.1%² 増加しましたが、トルコの力強い伸びを始めとし、ほとんどの国で増加傾向が続きました。融資残高は、前年同期比 12.2%² の増加を果たしました。

当四半期の営業収益³は 5 億 4300 万ユーロに上り、前年同期比 22.8%² の大幅増収となりました。取引量の増加が特に後押しし、全ての地域で増収を果たしましたが、なかでもトルコの営業収益は急増しました。

営業費用³ は、前年同期比 7.1%² 増加して 3 億 5500 万ユーロとなりました。これには特にトルコおよびモロッコで実施された支店網の拡充が影響していました（2013 年 9 月末以来、トルコおよびモロッコで、それぞれ 13 店舗および 17 店舗を開設）。

リスク費用³は、当四半期に 6600 万ユーロで融資残高の 92bp 相当となり、前年同期と比べて 700 万ユーロ増加しました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に 1 億 4700 万ユーロに上り、前年同期比+98.1%²の激増を遂げました。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益³ は前年同期比 7.4%²の増収となりました。なお、2013 年第 3 四半期の序盤から、トルコで当座借越しの課金に関する新規制が導入され、またアルジェリアでは為替手数料に関する規制が実施されましたが、これらの影響を除くと、営業収益の増加率は 12.3%² となりました。営業費用³ は、2013 年にトルコおよびモロッコで支店網を拡充したことが特に影響し、当第 3 四半期累計期間に 6.4%²増加しました。

¹ ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

³ トルコのプライベート・バンキングの 100%を含む。

営業費用対コスト比率¹は 70.0%となり、前年同期と比べて 0.7 ポイント²改善しました。リスク費用は融資残高の 106bp へと上昇したものの、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 3 億 300 万ユーロとなり、前年同期比 4.0%²の増益でした。

バンクウェスト

バンクウェストは、当四半期に高い事業活動の成果を収めました。預金残高は、当座預金および普通預金の力強い伸びが牽引し、前年同期から 7.3%²増加しました。融資残高は、法人向けおよび消費者ローンの需要から、当四半期に 6.6%²増加しました。バンクウェストは引き続きプライベート・バンキング業務の開発を押し進めた結果、運用資産残高は 2014 年 9 月末現在で 82 億米ドルに上りました（2013 年 9 月末の水準から 26%増加）。

営業収益³は、当四半期に 5 億 6600 万ユーロとなり、前年同期比 1.9%²の増加でした。取引量が膨らんだ一方で、不利な金利環境や貸付債権売却益の減少が足を引っ張りました。

当四半期の営業費用³は 3 億 5800 万ユーロに上り、前年同期比 2.7%²増加しました。その要因として、規制コストが上昇したこと（特に包括的資本分析およびレビュー（CCAR: Comprehensive Capital Analysis and Review）による影響）がありますが、一方、支店網の合理化によるコスト節減効果がこれを一部打ち消しました。

リスク費用³は当四半期に特に低い水準となり（融資残高の 6bp 相当）、また、前年同期からの増加額は 600 万ユーロに留まり、ほぼ横ばいでした。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に 2 億 100 万ユーロとなり、前年同期比 2.6%²の減益でした。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益³は、不利な金利環境および貸付債権売却益の減少から、前年同期比 0.5%²の減収となりました。営業費用³は、2013 年後半から規制コストが上昇したことに加え、業務体制の強化に関わる投資が高んだことから、当第 3 四半期累計期間に 3.6%²増加しました。その結果、営業収益対コスト比率³が 2.5 ポイント²上昇し、64.9%へと悪化しました。リスク費用が 500 万ユーロ減少したことを受けて、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 5 億 3500 万ユーロとなり、前年同期比 7.5%²の減益でした。

パーソナル・ファイナンス

ギャラリー・ラファイエットが、業務提携契約に基づき保有していた LaSer 株に対するプットオプションを行使した際、パーソナル・ファイナンスは、2014 年 7 月 25 日にこれを買受け、LaSer に対する保有比率をそれまでの 50%から 100%に引き上げました（なお、LaSer は 4,700 人の従業員を擁し、融資残高は 93 億ユーロに上ります）。これによりパーソナル・ファイナンスは、欧州における特化型事業者として No. 1 の地位を強化しました。当業務部門はまた、南アフリカ共和国における POS クレジットの消費者金融大手である RCS グループの買収を実施しました。これらを受けて、当四半期の融資残高は、前年同期比 23.1%増加しました。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の融資残高は前年同期比 2.5%の増加となり、とりわけドイツ、ベルギー、および中欧がこれに貢献しました。

当四半期の営業収益は、前年同期比 18.8%の増収となり、10 億 8300 万ユーロに上りました。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業の成長を反映して、当四半期の営業収益は 2.1%の増収でした。

¹ トルコのプライベート・バンキングの 100%を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

³ 米国プライベート・バンキングの 100%を含む。

営業費用は当四半期に前年同期比 22.3%増加し、5 億 500 万ユーロとなりました。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業開発計画の実施の影響で、当四半期の営業費用は 2.4%増加しました。

当四半期のリスク費用は、前年同期と比べて 2200 万ユーロ増加しました。LaSer の買収による連結範囲変更の影響（3700 万ユーロの増額）を除くと、当四半期のリスク費用は前年同期から 1500 万ユーロ減少し、融資残高の 208bp 相当となりました。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は、当四半期に 25.5%の大幅増益となり、3 億 3000 万ユーロに上りました。これには、事業開発努力による成長と、外部的な成長の両方が反映されています。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は前年同期比 5.3%の増収となりましたが、とりわけ LaSer の完全子会社化による連結範囲の変更が大きく影響しました。なお、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、営業収益は、ドイツ、ベルギー、中欧での高い伸びとフランスでの若干の伸びに支えられて、前年同期比 1.4%の増収でした。営業費用は、前年同期比 6.2%増加しました。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用は、事業の成長を反映して、1.4%の増加でした。営業収益対コスト比率は 46.9%でした。リスク費用が当第 3 四半期累計期間に 3.4%減少したことから、税引前利益は 8 億 2400 万ユーロに上り、前年同期比 15.4%の増益となりました（連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、11.5%の増益）。

*
* *

インベストメント・ソリューションズ事業

当事業部門の運用資産残高¹は、2014 年 9 月末現在で 9050 億ユーロに上り、2013 年 9 月末の水準から 7.4%増加しました。また運用資産残高は、2014 年 6 月末との比較では 220 億ユーロ増加（+2.5%）しましたが、これには特に以下の 2 つの要因が影響していました。すなわち、ユーロ安を受けて為替効果が+95 億ユーロ発生したことに加え、株式相場および金利動向の有利な展開による運用パフォーマンス効果が+82 億ユーロ生じました。当四半期の純資金流入は 34 億ユーロに上り、とりわけイタリアおよびアジアにおける富裕層向け資産運用業務と保険業務が貢献しました。

2014 年 9 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高¹の内訳は、以下のとおりでした：資産運用部門は 3880 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2990 億ユーロ；保険部門は 1980 億ユーロ；不動産管理部門は 200 億ユーロ。

さらに、証券管理部門は、当四半期も積極的に事業開発を押し進めました。その成果は、当四半期にコストディ資産残高が前年同期比 21.2%増加したことに加え、約定件数が 9.4%増加したことに現れています。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 16 億 3800 万ユーロに上り、前年同期比 5.2%²の増収となりました。これを部門別にみると以下ようになります。保険部門の営業収益は、アジアおよび中南米を始めとする海外の保障保険が高い伸びを示し、当四半期に 5.9%²の増収となりました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、富裕層向け業務で特に国内およびアジアで高いパフォーマンスを上げたことに加え、不動産管理業務も伸びたことから、当四半期に 3.2%²の増収となりました。さらに、証券管理部門では、事業の成長に伴い営業収益が 8.0%²増加しました。

¹ 外部顧客のためのアドバイザー契約資産および分配金を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に 11 億 4600 万ユーロとなり、前年同期比 4.3%¹増加しました。これを部門別にみると以下のようになります。保険部門では、海外事業の継続的な成長に伴い、営業費用は 5.5%¹増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、事業開発投資（富裕層向け業務、および資産運用業務）の影響で 3.3%¹増加しました。証券管理部門では、事業の成長に伴い営業費用は 4.8%¹増加しました。

当四半期の営業総利益は 4 億 9200 万ユーロに上り、前年同期比 7.5%¹増加しました。

以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、前年同期比 7.6%¹増加し 5 億 3800 万ユーロに上りました。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、前年同期比 4.3%¹増加しました。その牽引役として、証券管理部門の営業収益が 8.4%¹増加し、また、保険部門の営業収益が 5.4%¹増加したことが挙げられます。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 1.4%¹増加しました。営業費用は、以下の要因から前年同期比 3.4%¹増加しました。すなわち、事業の拡大に伴い営業費用は、保険部門で 4.5%¹増加し、また証券管理部門で 3.5%¹増加しました。事業開発投資（アジア地域、不動産管理部門）に起因して、富裕層向けおよび資産管理部門で営業費用が 2.9%¹増加しました。これらを受けて、営業収益対コスト比率は 0.6 ポイント¹低下し、68.2%へと改善しました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国から、プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、当第 3 四半期累計期間に 16 億 8600 万ユーロに上り、前年同期比 6.7%¹の増益を果たしました。

*
* *

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業

コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業は、2014 年第 3 四半期に全般的に好業績を収めました。営業収益は前年同期比 2.9%¹増加し、21 億 300 万ユーロに上りました。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期に 13 億 2300 万ユーロに上り、前年同期比 3.1%¹増加しました。バリュエーション・アット・リスク（VaR）は、当四半期も極めて低い水準に留まりました（2900 万ユーロ）。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、当四半期に 9 億 1100 万ユーロに上りましたが、2013 年度第 3 四半期の比較ベースが低かったこともあり、当四半期は 14.2%¹の大幅増となりました。当四半期の増収要因として、為替業務および金利市場業務が好調に推移し、クレジット業務の減速を補ったことが挙げられます。フィクスト・インカム部門は、ユーロ建て全社債で第 1 位を維持するとともに、全通貨建て全国際社債で第 9 位につけました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 1200 万ユーロとなりましたが、2013 年度第 3 四半期が高い比較ベースであったことに加え、フロー業務が特に減速したことから、前年同期比 15.1%¹減少しました。ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドからデリバティブ・ポートフォリオの移管がありましたが、これによる影響は限定的でした。企業の合併・買収（M&A）業務および株式発行業務は、大幅な伸びを示しています。

コーポレートバンキング業務の営業収益は、前年同期比 2.7%¹増加し 7 億 8000 万ユーロとなりました。アジアパシフィック地域で高い成長を遂げ、また北南米でも若干の伸びがあった一方で、欧州ではエネルギーおよびコモディティ分野の減速を受けて、営業収益は軟調でした。融資残高は、当四半期に 1110 億ユーロ

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

に上り、前年同期比 **2.3%**¹ 増加しました。これは、アジアおよび北南米で融資残高が増加を維持した一方、欧州では融資残高が前年同期と比べて減少しましたが、それでも前四半期からは安定推移したことによるものです。預金残高は、当四半期に **780 億ユーロ**に上り、前年同期から **20.0%**¹の大幅増を果たしました。これにはとりわけ、国際キャッシュマネジメント業務の開発が功を奏し、新に複数の大型マンドートを獲得したことが寄与しました。当業務部門は、EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域におけるシンジケートローンで **No. 1** ブックランナーの地位を確認しました。

CIB の営業費用は当四半期に **15 億 1400 万ユーロ**となり、前年同期比 **4.8%**¹ 増加しました。その要因として、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の成長、事業開発投資の継続、および規制コストの上昇が挙げられます。

CIB のリスク費用については、当四半期に純額で **8700 万ユーロ**の引当金戻入益が計上されました。これに対し、前年同期には純額で **6200 万ユーロ**の引当金繰入額が計上されました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に **6 億 7500 万ユーロ**に上り、前年同期比 **23.8%**¹の大幅増益を果たしました。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、CIB の営業収益は前年同期比 **4.2%**² 増加し、**68 億 3800 万ユーロ**³に上りました。アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は **5.6%**² 増加しました。これは、株式およびアドバイザリー業務の全ての業務セグメントにわたる高い伸び（**+16.8%**¹）が牽引したもので、またフィクスト・インカム業務は若干の伸び（**+0.6%**²）で貢献しました。コーポレートバンキング業務の営業収益は、前年同期比 **1.6%**¹ 増加しました。営業費用は、当第 3 四半期累計期間に **6.3%**¹ 増加しました。これには、アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の成長に伴うコストの増加、事業開発投資の継続による費用、さらには新たな規制に関わる適応費用などが影響しました。リスク費用は当第 3 四半期累計期間に **4900 万ユーロ**となり、前年同期の水準（**3 億 4800 万ユーロ**）から激減しました。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は **19 億 5900 万ユーロ**に上り、前年同期比 **6.0%**¹の増益となりました。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期に**-1 億 4500 万ユーロ**となりましたが、これに対し前年同期の営業収益は**-1 億 2500 万ユーロ**でした。当四半期の営業収益には、特に以下の要因が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で**-1 億 9700 万ユーロ**のマイナス要因（前年同期は**-1 億 3800 万ユーロ**のマイナス要因）；BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツによる高い貢献；および、中央銀行預け金に関わる負担の影響です。

営業費用は、当四半期に **3 億 400 万ユーロ**となり、これに対し前年同期は **3 億 1400 万ユーロ**でした。当四半期の営業費用の主な項目として、**Simple & Efficient** 計画に関わる変革費用 **1 億 4800 万ユーロ**がありました（前年同期は **1 億 4500 万ユーロ**）。

当四半期のリスク費用は僅少でした（前年同期は **1500 万ユーロ**）。

営業外損益は、当四半期に **4800 万ユーロ**の利益となり、これに対し前年同期は **4600 万ユーロ**の利益でした。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、また、2014 年第 2 四半期に導入された調達評価調整（FVA: Funding Valuation Adjustment）による影響（**-1 億 6600 万ユーロ**）を除く。

³ FVA 導入による影響を除く。

以上から、コーポレート・センターの税引前損失は当四半期に-4 億ユーロとなり、これに対し前年同期は-4 億 800 万ユーロでした。

2014 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は+1 億 2100 万ユーロとなり、これに対し前年同期は+2 億 2900 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、特に以下の要因が含まれています：自己負債の再評価に関わる修正額（OCA）およびデリバティブに関わる債務価値調整額（DVA）が合計で-4 億 4800 万ユーロのマイナス要因（前年同期は-5700 万ユーロのマイナス要因）；投資有価証券として保有していた株式の一過性の譲渡益+3 億 100 万ユーロ；BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツによる高い貢献；投資ポートフォリオからの収入；および、中央銀行預け金に関わる負担の影響です。なお、前年同期において、コーポレート・センターの営業収益には、+2 億 1800 万ユーロに上るロイヤル・パーク・インベストメンツの資産売却益も含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 8 億 8100 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 8 億 3400 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 4 億 8800 万ユーロが含まれていました（前年同期は 3 億 7400 万ユーロ）。

リスク費用は、当第 3 四半期累計期間に 1100 万ユーロとなりました（前年同期は 2200 万ユーロ）。

特定のドル資金決済に関わる協議の末、米司法当局との包括的和解を受けて、グループは当第 3 四半期累計期間に総額 59 億 5000 万ユーロの一時費用を計上しました（内訳は、罰金に充当するために 57 億 5000 万ユーロ、および、是正計画に関わる将来の費用に備えて 2 億ユーロ）。

営業外損益は当第 3 四半期累計期間に 9500 万ユーロの利益となり、これに対し前年同期は-3300 万ユーロの損失でした。なお、前年同期の営業外損益には、BNP パリバ・エジプトの売却に伴い計上された為替差損-3000 万ユーロに加え、関連会社に関わる減損処理による一時的な影響が含まれていました。

以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前損失は-66 億 2600 万ユーロとなり、これに対し前年同期は-6 億ユーロでした。

*
* *

財務構造

バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率¹は、2014 年 9 月末現在で 10.1%となりました。当該比率の算定には、資産査定（AQR）の結果に加え、2015 年からの施行が予定されている Prudent Valuation（慎重性に基づく評価）規則の影響を前倒しで織り込んでいます。当四半期末におけるエクイティ Tier 1 比率は、2014 年 6 月末の水準から 10bp の上昇を果たしていました。かかる 10bp の上昇の背景には、以下の主要因がありました；(i) 2014 年度第 3 四半期の留保利益（+20bp）。なお、これには 1 株当たり 1.50 ユーロの年間配当金を考慮済みです；(ii) 当四半期中に実行した企業買収による影響（-25bp）；(iii) 規制変更の織り込み（+10bp）。+10bp のうち、-30bp が Prudent Valuation を前倒しで織り込んだことによる影響であり、また、+40bp が“規制の残余的不確実性に関わるリスク加重資産引当金”²を戻入れたことによるものです。

バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジ比率³（Tier 1 資本⁴全部に基づき算定）は、2014 年 9 月 30 日現在で 3.5%でした。

¹ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮し算定した比率。また、欧州議会・理事会規則 Regulation No 575/2013 第 26 条第 2 項に従う。

² 2014 年 3 月 14 日に公表された「2013 年度修正財務諸表」の添付資料 5 を参照。

³ 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき、経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）を考慮した比率。

⁴ 今後 Tier 1 資本として算入不能になる項目を、算入可能な項目に置き換えて算定。

即時利用可能な余剰資金は、2014 年 9 月末現在で 2680 億ユーロに上りました（対して、2014 年 6 月末の水準は 2440 億ユーロ）。これは短期資金調達との関係で、1 年以上の余裕資金があることを意味します。

*
* *

以上の内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者兼取締役は次のように述べています。

「BNP パリバグループは、業容の多様化と地域分散化の恩恵を受け、当四半期に全般的に極めて良好な業績を収めました。販売およびマーケティングが好調であったことは、金融機関、事業法人および個人のお客様が引続き弊行を取引行に選んでいただいていることの現れです。

当四半期の業績は、前年同期の水準を大幅に上回りました。営業収益は全ての事業部門で増収を果たし、また、継続的なコスト抑制とリスク費用の低減が、当四半期の業績に貢献しました。

グループは盤石なバランスシートを有しており、資産の健全性は資産査定（AQR）により確認されました。AQR は、欧州中央銀行（ECB）により実施された過去に例のない規模の審査となりました。

グループの全てのチームの貢献によって当四半期の好業績が達成されたことに感謝します。BNP パリバは、世界各国の顧客のニーズに応えながら、実体経済への資金供給で積極的な役割を果たすとともに、未来の銀行としての体制を整えています。」

連結損益計算書

	3Q14	3Q13	3Q14 / 3Q13	2Q14	3Q14/ 2Q14	9M14	9M13	9M14 / 9M13
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	9,537	9,179	+3.9%	9,568	-0.3%	29,018	28,940	+0.3%
営業費用および減価償却費	-6,623	-6,383	+3.8%	-6,517	+1.6%	-19,522	-19,104	+2.2%
営業総利益	2,914	2,796	+4.2%	3,051	-4.5%	9,496	9,836	-3.5%
リスク費用	-754	-830	-9.2%	-855	-11.8%	-2,693	-2,785	-3.3%
米司法当局との包括的和解に関わる費用	0	0	n.s.	-5,950	n.s.	-5,950	0	n.s.
営業利益	2,160	1,966	+9.9%	-3,754	n.s.	853	7,051	-87.9%
関連会社損益	85	141	-39.7%	138	-38.4%	330	283	+16.6%
その他営業外項目	63	13	n.s.	16	n.s.	72	144	-50.0%
営業外損益	148	154	-3.9%	154	-3.9%	402	427	-5.9%
税引前利益	2,308	2,120	+8.9%	-3,600	n.s.	1,255	7,478	-83.2%
法人税	-705	-607	+16.1%	-621	+13.5%	-2,129	-2,192	-2.9%
少数株主帰属純利益	-101	-155	-34.8%	-96	+5.2%	-273	-578	-52.8%
株主帰属純利益	1,502	1,358	+10.6%	-4,317	n.s.	-1,147	4,708	n.s.
営業収益対コスト比率	69.4%	69.5%	-0.1 pt	68.1%	+1.3 pt	67.3%	66.0%	+1.3 pt

2014 年度決算報告との比較可能性を確保するために、TEB（トルコ・エコノミ・バンカシ）グループに対して 2013 年度を通して全部連結を適用していたとみなす、2013 年度の見積財務諸表が作成されています。本資料には、修正再表示された 2013 年度四半期決算報告が含まれています。TEB について、持分法ではなく全部連結を適用することによる相違は、下記の四半期損益計算書で開示されています。

TEB について持分法から全部連結への変更によるグループの 2013 年度第 3 四半期および 2013 年 1-9 月期業績への影響

	3Q13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	3Q13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用	9M13 修正後 (*) TEB に 持分法を適用	TEB について 持分法から 全部連結への変更 による影響	9M13 修正後 (*) TEB に 全部連結を適用
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	8,930	249	9,179	28,063	877	28,940
営業費用および減価償却費	-6,230	-153	-6,383	-18,617	-487	-19,104
営業総利益	2,700	96	2,796	9,446	390	9,836
リスク費用	-794	-36	-830	-2,665	-120	-2,785
営業利益	1,906	60	1,966	6,781	270	7,051
関連会社損益	175	-34	141	436	-153	283
その他営業外項目	13	0	13	144	0	144
営業外損益	188	-34	154	580	-153	427
税引前利益	2,094	26	2,120	7,361	117	7,478
法人税	-595	-12	-607	-2,140	-52	-2,192
少数株主帰属純利益	-141	-14	-155	-513	-65	-578
株主帰属純利益	1,358	0	1,358	4,708	0	4,708

(*) IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、および改訂 IAS 第 32 号の会計基準の適用により修正再表示済み。

BNP パリバの 2014 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。
法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2014 年度第 3 四半期 - コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		5,941	1,638	2,103	9,682	-145	9,537
	対前年同期比	+3.8%	+6.4%	+2.9%	+4.1%	+16.0%	+3.9%
	対前四半期比	+3.8%	-1.3%	-5.8%	+0.7%	n.s.	-0.3%
営業費用および減価償却費		-3,659	-1,146	-1,514	-6,319	-304	-6,623
	対前年同期比	+2.7%	+6.3%	+5.9%	+4.1%	-3.2%	+3.8%
	対前四半期比	+4.2%	+3.7%	-2.3%	+2.5%	-13.4%	+1.6%
営業総利益		2,282	492	589	3,363	-449	2,914
	対前年同期比	+5.6%	+6.7%	-4.1%	+4.0%	+2.3%	+4.2%
	対前四半期比	+3.1%	-11.4%	-13.6%	-2.5%	+12.3%	-4.5%
リスク費用		-839	-3	87	-755	1	-754
	対前年同期比	+11.3%	n.s.	n.s.	-7.4%	n.s.	-9.2%
	対前四半期比	+2.3%	+0.0%	n.s.	-12.5%	-87.5%	-11.8%
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	0	0
	対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
	対前四半期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
営業利益		1,443	489	676	2,608	-448	2,160
	対前年同期比	+2.6%	+5.8%	+22.5%	+7.8%	-1.3%	+9.9%
	対前四半期比	+3.5%	-11.4%	+5.3%	+0.8%	-92.9%	n.s.
関連会社損益		32	48	0	80	5	85
その他営業外項目		20	1	-1	20	43	63
税引前利益		1,495	538	675	2,708	-400	2,308
	対前年同期比	+2.4%	+7.0%	+19.5%	+7.1%	-2.0%	+8.9%
	対前四半期比	+3.6%	-10.8%	+2.1%	+0.0%	-93.7%	n.s.

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		5,941	1,638	2,103	9,682	-145	9,537
	前年同期	5,722	1,539	2,043	9,304	-125	9,179
	前四半期	5,725	1,660	2,232	9,617	-49	9,568
営業費用および減価償却費		-3,659	-1,146	-1,514	-6,319	-304	-6,623
	前年同期	-3,562	-1,078	-1,429	-6,069	-314	-6,383
	前四半期	-3,511	-1,105	-1,550	-6,166	-351	-6,517
営業総利益		2,282	492	589	3,363	-449	2,914
	前年同期	2,160	461	614	3,235	-439	2,796
	前四半期	2,214	555	682	3,451	-400	3,051
リスク費用		-839	-3	87	-755	1	-754
	前年同期	-754	1	-62	-815	-15	-830
	前四半期	-820	-3	-40	-863	8	-855
米司法当局との包括的和解に関わる費用		0	0	0	0	0	0
	前年同期	0	0	0	0	0	0
	前四半期	0	0	0	0	-5,950	-5,950
営業利益		1,443	489	676	2,608	-448	2,160
	前年同期	1,406	462	552	2,420	-454	1,966
	前四半期	1,394	552	642	2,588	-6,342	-3,754
関連会社損益		32	48	0	80	5	85
	前年同期	55	40	10	105	36	141
	前四半期	40	50	25	115	23	138
その他営業外項目		20	1	-1	20	43	63
	前年同期	-1	1	3	3	10	13
	前四半期	9	1	-6	4	12	16
税引前利益		1,495	538	675	2,708	-400	2,308
	前年同期	1,460	503	565	2,528	-408	2,120
	前四半期	1,443	603	661	2,707	-6,307	-3,600
法人税							-705
少数株主帰属純利益							-101
株主帰属純利益							1,502

2014 年 1-9 月期 - コア事業部門別業績

		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		17,348	4,877	6,672	28,897	121	29,018
営業費用および減価償却費	対前年同期比	-0.3%	+4.0%	+0.7%	+0.6%	-47.2%	+0.3%
		-10,643	-3,326	-4,672	-18,641	-881	-19,522
営業総利益	対前年同期比	+0.0%	+3.8%	+5.6%	+2.0%	+5.6%	+2.2%
		6,705	1,551	2,000	10,256	-760	9,496
リスク費用	対前年同期比	-0.7%	+4.4%	-9.2%	-1.8%	+25.6%	-3.5%
		-2,621	-12	-49	-2,682	-11	-2,693
米司法当局との包括的和解に関わる費用	対前年同期比	+9.4%	-40.0%	-85.9%	-2.9%	-50.0%	-3.3%
		0	0	0	0	-5,950	-5,950
営業利益	対前年同期比	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.
		4,084	1,539	1,951	7,574	-6,721	853
関連会社損益	対前年同期比	-6.3%	+5.0%	+5.2%	-1.4%	n.s.	-87.9%
		120	147	21	288	42	330
その他営業外項目		32	0	-13	19	53	72
税引前利益		4,236	1,686	1,959	7,881	-6,626	1,255
	対前年同期比	-8.9%	+5.2%	+4.0%	-3.2%	n.s.	-83.2%
法人税							-2,129
少数株主帰属純利益							-273
株主帰属純利益							-1,147

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
グループ							
営業収益	9,537	9,568	9,913	9,469	9,179	9,789	9,972
営業費用および減価償却費	-6,623	-6,517	-6,382	-6,864	-6,383	-6,251	-6,470
営業総利益	2,914	3,051	3,531	2,605	2,796	3,538	3,502
リスク費用	-754	-855	-1,084	-1,016	-830	-1,044	-911
米司法当局との包括的和解に関わる費用	0	-5,950	0	-798	0	0	0
営業利益	2,160	-3,754	2,447	791	1,966	2,494	2,591
関連会社損益	85	138	107	78	141	107	35
その他営業外項目	63	16	-7	-108	13	112	19
税引前利益	2,308	-3,600	2,547	761	2,120	2,713	2,645
法人税	-705	-621	-803	-550	-607	-757	-828
少数株主帰属純利益	-101	-96	-76	-101	-155	-191	-232
株主帰属純利益	1,502	-4,317	1,668	110	1,358	1,765	1,585
営業収益対コスト比率	69.4%	68.1%	64.4%	72.5%	69.5%	63.9%	64.9%

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの 100%を含む)* PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	6,115	5,859	5,815	5,783	5,833	5,948	5,912
営業費用および減価償却費	-3,726	-3,577	-3,537	-3,753	-3,626	-3,633	-3,573
営業総利益	2,389	2,282	2,278	2,030	2,207	2,315	2,339
リスク費用	-841	-821	-962	-873	-755	-827	-817
営業利益	1,548	1,461	1,316	1,157	1,452	1,488	1,522
営業外損益	53	49	51	17	55	179	60
税引前利益	1,601	1,510	1,367	1,174	1,507	1,667	1,582
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-61	-63	-68	-51	-56	-53	-59
リテールバンキング税引前利益	1,540	1,447	1,299	1,123	1,451	1,614	1,523
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	29.6	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
リテールバンキング(国内市場、欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェストのプライベート・バンキングの 2/3を含む)							
営業収益	5,941	5,725	5,682	5,667	5,722	5,873	5,799
営業費用および減価償却費	-3,659	-3,511	-3,473	-3,686	-3,562	-3,567	-3,512
営業総利益	2,282	2,214	2,209	1,981	2,160	2,306	2,287
リスク費用	-839	-820	-962	-872	-754	-826	-815
営業利益	1,443	1,394	1,247	1,109	1,406	1,480	1,472
営業外損益	52	49	51	18	54	179	60
税引前利益	1,495	1,443	1,298	1,127	1,460	1,659	1,532
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	29.6	29.6	29.7	30.1	30.3	30.4	30.4

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む)* PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	3,923	3,907	3,929	3,864	3,889	3,878	3,862
営業費用および減価償却費	-2,508	-2,445	-2,425	-2,598	-2,505	-2,460	-2,416
営業総利益	1,415	1,462	1,504	1,266	1,384	1,418	1,446
リスク費用	-493	-506	-569	-525	-442	-460	-421
営業利益	922	956	935	741	942	958	1,025
関連会社損益	-4	-10	7	-2	13	25	19
その他営業外項目	3	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	921	947	942	737	954	981	1,045
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-59	-60	-67	-50	-56	-53	-57
国内市場税引前利益	862	887	875	687	898	928	988
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	18.6	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
国内市場(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3を含む)							
営業収益	3,758	3,781	3,803	3,755	3,784	3,809	3,756
営業費用および減価償却費	-2,448	-2,384	-2,367	-2,537	-2,447	-2,400	-2,360
営業総利益	1,310	1,397	1,436	1,218	1,337	1,409	1,396
リスク費用	-491	-505	-569	-524	-441	-459	-419
営業利益	819	892	867	694	896	950	977
関連会社損益	-5	-10	7	-1	12	25	19
その他営業外項目	3	1	0	-2	-1	-2	1
税引前利益	817	883	874	691	907	973	997
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	18.6	18.7	18.8	19.0	19.2	19.3	19.5

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	1,662	1,700	1,711	1,698	1,755	1,757	1,712
うち受取利息純額	979	1,031	1,005	1,025	1,055	1,055	1,010
うち手数料	683	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,147	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	515	614	633	498	593	660	628
リスク費用	-85	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	430	511	525	412	503	572	549
営業外損益	1	1	1	0	1	1	2
税引前利益	431	512	526	412	504	573	551
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-35	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	396	480	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CEL の影響を除く							
営業収益	1,707	1,704	1,712	1,694	1,746	1,712	1,703
うち受取利息純額	1,024	1,035	1,006	1,021	1,046	1,010	1,001
うち手数料	683	669	706	673	700	702	702
営業費用および減価償却費	-1,147	-1,086	-1,078	-1,200	-1,162	-1,097	-1,084
営業総利益	560	618	634	494	584	615	619
リスク費用	-85	-103	-108	-86	-90	-88	-79
営業利益	475	515	526	408	494	527	540
営業外損益	1	1	1	0	1	1	2
税引前利益	476	516	527	408	495	528	542
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-35	-32	-40	-27	-35	-32	-35
フランス国内リテールバンキング税引前利益	441	484	487	381	460	496	507
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	1,598	1,637	1,642	1,640	1,692	1,695	1,648
営業費用および減価償却費	-1,117	-1,056	-1,049	-1,171	-1,133	-1,067	-1,056
営業総利益	481	581	593	469	559	628	592
リスク費用	-85	-102	-108	-85	-90	-88	-78
営業利益	396	479	485	384	469	540	514
営業外損益	0	1	1	1	0	1	2
税引前利益	396	480	486	385	469	541	516
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.7	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.0

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL バンカ・コメルシアーレ (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	790	812	819	817	793	811	818
営業費用および減価償却費	-432	-439	-432	-467	-435	-441	-438
営業総利益	358	373	387	350	358	370	380
リスク費用	-348	-364	-364	-327	-287	-295	-296
営業利益	10	9	23	23	71	75	84
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	10	9	23	23	71	75	84
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-7	-8	-7	-4	-5	-5	-5
BNL bc 税引前利益	3	1	16	19	66	70	79
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
BNL バンカ・コメルシアーレ (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	774	796	805	805	780	799	806
営業費用および減価償却費	-424	-431	-425	-460	-427	-434	-431
営業総利益	350	365	380	345	353	365	375
リスク費用	-347	-364	-364	-326	-287	-295	-296
営業利益	3	1	16	19	66	70	79
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	3	1	16	19	66	70	79
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.7	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	847	822	841	805	817	805	810
営業費用および減価償却費	-612	-606	-602	-604	-602	-612	-588
営業総利益	235	216	239	201	215	193	222
リスク費用	-36	-15	-52	-48	-30	-43	-21
営業利益	199	201	187	153	185	150	201
関連会社損益	2	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	3	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	204	204	190	152	188	157	205
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-17	-18	-19	-19	-14	-15	-16
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	187	186	171	133	174	142	189
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ベルギー国内リテールバンキング（ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	809	782	802	765	782	767	774
営業費用および減価償却費	-592	-584	-582	-582	-582	-590	-569
営業総利益	217	198	220	183	200	177	205
リスク費用	-35	-15	-52	-49	-29	-42	-20
営業利益	182	183	168	134	171	135	185
関連会社損益	2	2	3	-1	4	10	3
その他営業外項目	3	1	0	0	-1	-3	1
税引前利益	187	186	171	133	174	142	189
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.4

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	579	569	557	548	533	550	531
営業費用および減価償却費	-317	-314	-313	-327	-306	-310	-306
営業総利益	262	255	244	221	227	240	225
リスク費用	-24	-24	-45	-64	-35	-34	-25
営業利益	238	231	199	157	192	206	200
関連会社損益	-7	-13	3	-1	8	14	14
その他営業外項目	0	0	0	-2	0	1	0
税引前利益	231	218	202	154	200	221	214
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	0	-2	-1	0	-2	-1	-1
その他国内市場部門税引前利益	231	216	201	154	198	220	213
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門（ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	577	566	554	545	530	548	528
営業費用および減価償却費	-315	-313	-311	-324	-305	-309	-304
営業総利益	262	253	243	221	225	239	224
リスク費用	-24	-24	-45	-64	-35	-34	-25
営業利益	238	229	198	157	190	205	199
関連会社損益	-7	-13	3	-1	8	14	14
その他営業外項目	0	0	0	-2	0	1	0
税引前利益	231	216	201	154	198	220	213
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
パーソナル・ファイナンス							
営業収益	1,083	926	921	911	912	941	929
営業費用および減価償却費	-505	-442	-428	-446	-413	-446	-436
営業総利益	578	484	493	465	499	495	493
リスク費用	-276	-249	-277	-268	-254	-293	-283
営業利益	302	235	216	197	245	202	210
関連会社損益	13	22	15	9	19	17	18
その他営業外項目	15	6	0	-11	-1	3	1
税引前利益	330	263	231	195	263	222	229
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	543	489	451	476	476	572	562
営業費用および減価償却費	-355	-348	-335	-364	-359	-381	-375
営業総利益	188	141	116	112	117	191	187
リスク費用	-66	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	122	91	11	48	58	129	100
関連会社損益	24	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	1	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	147	120	37	70	82	264	118
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	0	-1	0	1	0	1	-2
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	147	119	37	71	82	265	116
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	541	487	450	475	475	571	559
営業費用および減価償却費	-353	-347	-334	-362	-358	-379	-374
営業総利益	188	140	116	113	117	192	185
リスク費用	-66	-50	-105	-64	-59	-62	-87
営業利益	122	90	11	49	58	130	98
関連会社損益	24	28	26	21	24	25	19
その他営業外項目	1	1	0	1	0	110	-1
税引前利益	147	119	37	71	82	265	116
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	3.5	3.5	3.5	3.7	3.7	3.8	3.6
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	566	537	514	532	556	557	559
営業費用および減価償却費	-358	-342	-349	-345	-349	-346	-346
営業総利益	208	195	165	187	207	211	213
リスク費用	-6	-16	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	202	179	154	171	207	199	187
関連会社損益	0	0	0	0	0	0	0
その他営業外項目	1	1	3	1	1	1	3
税引前利益	203	180	157	172	208	200	190
インベストメント・ソリューションズ帰属純利益	-2	-2	-1	-2	0	-1	0
バンクウェスト税引前利益	201	178	156	170	208	199	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	559	531	508	526	551	552	555
営業費用および減価償却費	-353	-338	-344	-341	-344	-342	-342
営業総利益	206	193	164	185	207	210	213
リスク費用	-6	-16	-11	-16	0	-12	-26
営業利益	200	177	153	169	207	198	187
営業外損益	1	1	3	1	1	1	3
税引前利益	201	178	156	170	208	199	190
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.1

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
インベストメント・ソリューションズ							
営業収益	1,638	1,660	1,579	1,635	1,539	1,593	1,558
営業費用および減価償却費	-1,146	-1,105	-1,075	-1,181	-1,078	-1,068	-1,058
営業総利益	492	555	504	454	461	525	500
リスク費用	-3	-3	-6	18	1	-14	-7
営業利益	489	552	498	472	462	511	493
関連会社損益	48	50	49	26	40	44	40
その他営業外項目	1	1	-2	-8	1	8	4
税引前利益	538	603	545	490	503	563	537
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.4	8.4	8.3	8.1	8.1	8.2	8.2
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
富裕層向けおよび資産運用							
営業収益	700	710	679	723	665	696	696
営業費用および減価償却費	-549	-529	-518	-563	-525	-518	-513
営業総利益	151	181	161	160	140	178	183
リスク費用	0	-4	-3	3	0	-14	-3
営業利益	151	177	158	163	140	164	180
関連会社損益	11	18	12	15	12	15	13
その他営業外項目	2	1	0	-5	1	6	0
税引前利益	164	196	170	173	153	185	193
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.7	1.7	1.7	1.5	1.6	1.6	1.7
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
保険							
営業収益	541	538	533	571	517	510	538
営業費用および減価償却費	-270	-267	-253	-307	-257	-255	-257
営業総利益	271	271	280	264	260	255	281
リスク費用	-4	0	-3	5	1	0	-4
営業利益	267	271	277	269	261	255	277
関連会社損益	38	32	37	11	28	29	28
その他営業外項目	-1	0	-2	-3	0	2	4
税引前利益	304	303	312	277	289	286	309
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	6.2	6.2	6.1	6.0	6.0	6.0	6.0
(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
証券管理							
営業収益	397	412	367	341	357	387	324
営業費用および減価償却費	-327	-309	-304	-311	-296	-295	-288
営業総利益	70	103	63	30	61	92	36
リスク費用	1	1	0	10	0	0	0
営業利益	71	104	63	40	61	92	36
営業外損益	-1	0	0	0	0	0	-1
税引前利益	70	104	63	40	61	92	35
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレートバンキング・投資銀行							
営業収益	2,103	2,232	2,337	2,074	2,043	2,114	2,470
営業費用および減価償却費	-1,514	-1,550	-1,608	-1,551	-1,429	-1,405	-1,591
営業総利益	589	682	729	523	614	709	879
リスク費用	87	-40	-96	-167	-62	-206	-80
営業利益	676	642	633	356	552	503	799
関連会社損益	0	25	-4	-3	10	0	16
その他営業外項目	-1	-6	-6	4	3	1	0
税引前利益	675	661	623	357	565	504	815
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	15.3	15.3	15.6	15.5	15.7	15.8	15.6

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット							
営業収益	1,323	1,373	1,580	1,195	1,273	1,267	1,691
営業費用および減価償却費	-1,083	-1,115	-1,185	-1,077	-1,032	-947	-1,180
営業総利益	240	258	395	118	241	320	511
リスク費用	19	11	26	4	15	-83	-14
営業利益	259	269	421	122	256	237	497
関連会社損益	-1	6	8	-5	4	-3	9
その他営業外項目	-1	-6	-6	4	3	1	0
税引前利益	257	269	423	121	263	235	506
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.8	7.8	8.0	8.1	8.2	8.1	7.9

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレートバンキング							
営業収益	780	859	757	879	770	847	779
営業費用および減価償却費	-431	-435	-423	-474	-397	-458	-411
営業総利益	349	424	334	405	373	389	368
リスク費用	68	-51	-122	-171	-77	-123	-66
営業利益	417	373	212	234	296	266	302
営業外損益	1	19	-12	2	6	3	7
税引前利益	418	392	200	236	302	269	309
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.6	7.5	7.6	7.4	7.5	7.6	7.6

(単位：百万ユーロ)	3Q14	2Q14	1Q14	4Q13	3Q13	2Q13	1Q13
コーポレート・センター							
営業収益	-145	-49	315	93	-125	209	145
営業費用および減価償却費	-304	-351	-226	-446	-314	-211	-309
うち事業再編および変革費用	-154	-207	-142	-287	-145	-74	-155
営業総利益	-449	-400	89	-353	-439	-2	-164
リスク費用	1	8	-20	5	-15	2	-9
米司法当局との包括的和解に関わる費用	0	-5,950	0	-798	0	0	0
営業利益	-448	-6,342	69	-1,146	-454	0	-173
関連会社損益	5	23	14	26	36	-4	-77
その他営業外項目	43	12	-2	-93	10	-9	11
税引前利益	-400	-6,307	81	-1,213	-408	-13	-239

連結貸借対照表 — 2014 年 9 月 30 日現在

(単位: 百万ユーロ)	2014 年 9 月 30 日	2013 年 12 月 31 日 修正後 *
資産の部		
現金および中央銀行預け金	92,782	100,787
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング金融資産	218,724	157,735
貸出金およびレボ取引	176,277	152,036
純損益を通じて公正価値で測定する商品	77,256	67,126
デリバティブ金融商品	365,525	305,755
ヘッジ目的デリバティブ	17,666	8,368
売却可能金融資産	240,031	199,056
金融機関貸出金および債権	50,330	57,545
顧客貸出金および債権	647,129	612,455
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	5,160	3,568
満期保有目的金融資産	9,269	9,881
当期および繰延税金資産	8,232	8,850
未収収益およびその他の資産	120,470	88,656
保険契約者余剰金	0	0
関連会社に対する投資	7,135	6,561
投資不動産	1,603	2,831
有形固定資産	17,655	16,929
無形固定資産	2,842	2,537
のれん	10,547	9,846
資産合計	2,068,635	1,810,522
負債の部		
中央銀行預金	8,212	662
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング金融負債	93,301	69,792
借入金およびレボ取引	237,449	202,662
純損益を通じて公正価値で測定する商品	56,987	47,342
デリバティブ金融商品	363,432	301,439
ヘッジ目的デリバティブ	20,741	12,139
金融機関預金	83,472	84,594
顧客預金	616,926	553,497
負債証券	191,533	186,686
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	3,975	924
当期および繰延税金負債	3,049	2,477
未払費用およびその他の負債	101,970	78,381
保険会社の責任準備金	171,376	155,226
偶発債務引当金	12,000	11,922
劣後債	12,659	11,824
負債合計	1,977,083	1,719,567
純資産の部		
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	82,918	80,672
株主帰属当期純利益	-1,147	4,818
資本金等、利益剰余金、および株主帰属当期純利益合計	81,770	85,490
資本に直接認識される資産および負債の変動	5,818	1,943
株主資本合計	87,588	87,433
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	3,861	3,528
資本に直接認識される資産および負債の変動	104	-6
少数株主持分合計	3,965	3,522
純資産合計	91,552	90,955
負債純資産合計	2,068,635	1,810,522

* IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、および改訂 IAS 第 32 号の会計基準の適用により修正再表示済み。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング事業 (IRB) およびパーソナル・ファイナンス (PF) に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス (フランス国内リテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドのベルギー国内リテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドのルクセンブルク国内リテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに3つの専門事業部門 (アルバル (業務用車両の長期リース (サービスを含む。))、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューションおよびビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業)) を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・セグメントと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。

6つの横断的部門 (流通、マーケットおよびソリューションズ部門 (DMS)、リテール・バンキング業務部門 (RBO)、リテール・バンキング情報システム部門 (RBIS)、ハロー・バンク! グローバル・ディベロップメント部門、人事部門ならびにコミュニケーションズ部門) がリテール・ネットワークの発展を支えている。これらの部門の任務は、専門知識の蓄積、イノベーションの促進、事業に関する共通ビジョンの浸透の支援ならびに最大限の資源の共有および事業化を行うことである。

国内市場部門は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにおいて戦略的役割を果たしている。国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の広範な基盤を提供しており、また、リテール・バンキング事業における事業環境、組織および消費方法の転換に向けた道を開いている。国内市場部門はまた、すべての市場におけるビー・エヌ・ピー・パリバのすべての商品およびサービスにデジタル・バンキングを導入することをサポートする。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客に対し、専門分野の相補性、包括的ビジョンの共有ならびに顧客の資産および投資の価値の増加という確固たる目的を基盤とする統合されたビジネス・モデルを提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業には、相補的な専門知識を有する5つに再編成された事業部門がある。

- ・ 保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カードィフ
- ・ 証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ
- ・ プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・ 資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・ 不動産サービス：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイスおよび英国を含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。ドイツもまた、インベストメント・ソリューションズ事業にとって重要な市場である。さらに、インベストメント・ソリューションズ事業は、特にアジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北アメリカでの事業拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって有力な欧州所在のビジネス・パートナーである。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のチームは、ビー・エヌ・ピー・パリバの広範なソリューションの提供を通じてこれまで以上に顧客へのサービスに貢献している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業収益	38,822	39,072	42,384	43,880	40,191

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
営業総利益	12,684	12,529	16,268	17,363	16,851

(単位：百万ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,832	6,564	6,050	7,843	5,832

(単位：%)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
株主資本利益率(注1)	6.1	8.9	8.8	12.3	10.8

(単位：十億ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
時価総額 (12月31日現在)	70.5	53.4	36.7	57.1	66.2

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	3.69	5.16	4.82	6.33	5.20
1株当たり純資産 (注2)(注5)	63.58	60.46(注6)	58.25	55.48	50.93
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
配当率(%) (注3)	40.8	29.7	25.1	33.4	32.3
株価					
最高値(注4)(注5)	56.72	44.83	59.93	60.38	58.58
最低値(注4)(注5)	37.47	24.54	22.72	40.81	20.08
年度末(注5)	56.65	42.61	30.35	47.61	55.90
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,295.95	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。

(注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

(注6) 改訂されたIAS第19号の適用による修正再表示。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2014年 6月30日
資産合計	1,906,625
顧客預金	572,863
顧客貸出金および債権	623,703
株主資本合計(注1)	84,600
ティア1およびティア2資本比率	12.1%
ティア1資本比率	11.3%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2014年度 上半期
営業収益	19,481
営業総利益	6,582
営業利益	(1,307)
税引前当期純利益	(1,053)
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	(2,649)

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2013年	2012年	2011年	2010年	2009年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,490,325,618	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528
発行済株式数	1,245,162,809	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	26,704	30,015	31,033	28,426	33,104
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,183	6,349	7,366	7,193	7,581
法人税費用	(466)	(1,273)	300	(118)	(540)
税金、減価償却費および減損控除後利益	4,996	5,812	3,466	3,465	4,009
総配当支払額	1,868	1,863	1,449	2,518	1,778
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および減損控除前）	4.59	4.09	6.35	5.90	5.94
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.01	4.68	2.87	2.89	3.38
1株当たり配当金	1.50	1.50	1.20	2.10	1.50
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	47,562	48,896	49,784	49,671	46,801
給与合計（百万ユーロ）	3,772	3,915	3,829	3,977	3,812
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,359	1,488	1,212	1,141	1,750

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上